

見直しました！ 人権の基本方針

飯山市 人権政策課
差別のない明るい飯山市を築く審議会

飯山市人権政策推進に関する基本方針（改定版） 令和8年（2026年）8月

なんで改定したの？

- インターネットでの悪口を減らしたいので
- 男・女の役割を決めつけてほしくない
- 見た目だけで性別などを決めつけてほしくない
- 外国人との共生が必要なので

これからどうするの？

- 保育園では遊びを通して学びます
- 小中学校では地域の人たちとのふれ合いを通して学びます
- 地域社会では公民館などでの交流や講座で学びます
- 相談窓口をお知らせします

みんなの思い

- 人権は大切だね
 - 差別や偏見をなくしてほしい
 - インターネットでの悪口がなくなってほしい
 - 学校や地域で人権について学ぼう
- （2023年市民意識調査から）

悪口や差別的な映像などの拡散



法務局へ
削除要請

インターネット上の 人権問題

ネット社会のリスクを知り適切な使用に努めよう

同和問題

当事者の話に耳をかたむけて、幼児からの一貫した同和教育に取り組もう

飯山市の取り組み

差別のない明るい飯山市をつくるための取り組みと呼びかけ



女性

『無意識の思い込み』の解消に向けて取り組もう

子ども

いじめや虐待をなくすための思いやりと強い心を育てよう

高齢者

認知症への理解を広め、年を重ねてもその人らしく暮らせる地域を創ろう

犯罪被害者

適切な支援で人権侵害や心無い噂などを防ごう

性的少数者

無理解による偏見をなくして違いを認めよう

外国人

多様性を受け入れる「共生の心」を育てよう

障がい者

「支え手」「受け手」の関係を越えてつながろう



学校で学ぼう
《教育》



地域・事業所で学ぼう
《啓発》

相手の立場
に立とうよ

こんな飯山っていいよね

人にやさしいまち



自分らしく生き
られるまち



人の痛みが
わかるまち



違いを認めあうまち

ともに支え合うまち



飯山市人権政策推進に関する基本方針（改定版）の概要

（2012年の策定から14年ぶりの改定）

令和8年（2026年）8月



改定の背景

《社会情勢》

- ・人権意識の高まり
- ・人権三法の施行
- ・インターネットなどにおける誹謗中傷
- ・性的指向や性自認の多様性
- ・人権問題の多様化、複雑化



《市民意識調査》

- ・インターネット上の誹謗中傷と性的少数者への理解不足が課題
- ・今も残る部落差別
- ・課題解決の鍵は「学校教育」と「社会の仕組みの改善」

基本理念

- ・「人間の尊厳」を原点にして「人権が尊重されるまちづくり」を目指す
- ・人権尊重の視点に立って、多様性を認め合い、共に生き、支え合うまちづくりを推進する

新たな課題～インターネット上の人権侵害



- ・プライバシーの侵害、誹謗中傷、差別的表現の拡散など人権に係る深刻な問題が発生
- ・人権侵害の相談対応のため、法務局など関係機関と連携
- ・情報流通プラットフォーム対処法の施行

分野別課題と方向性

	現 状	施策の方向
同和問題	・部落差別は、「結婚問題」に根強く残っている ・インターネット上で、特定地域を同和地区であるとする情報の拡散や誹謗中傷などの事案が起きている	・学校、家庭、地域、企業、職場など様々な場を通じて、教育・啓発の推進 ・インターネット上の差別事案については関係機関と連携
女性	・性別役割分担意識や差別と偏見が残っている ・地域在住の女性が感じる生きづらさは、「女性らしさ」が求められる慣習やしきたりなどにある	・人権尊重と男女共同参画意識の醸成に向けて、あらゆる世代を対象に学習会の開催 ・市の各種審議会に女性の更なる参画を促す
子ども	・いじめや児童虐待など、子どもたちを取り巻く環境は厳しさを増している ・インターネットを通じた痛ましい事件が発生している	・権利侵害の早期発見・早期対応、切れ目ない支援体制の構築を図る ・子どもの意見と最善を尊重する環境づくりに努める
高齢者	・身体的・精神的な虐待や詐欺被害などが課題 ・認知症等により判断能力が十分でない高齢者に対する権利侵害の事案が発生している	・虐待及び特殊詐欺被害等の被害防止の啓発 ・権利擁護施策についての、周知、相談・利用支援を進める
障がい者	・障がいのある人や障がいに対する理解不足による偏見や差別がある ・バリアフリーやユニバーサルデザインのまちづくりが必要	・保・幼・小・中学校で「障がいへの理解を深める教育」を推進 ・公共施設についてもバリアフリーを推進する
外国人	・言語の違いや生活マナー・習慣の違いによる地域住民との摩擦が生じている ・特定の国籍や民族の人々を排斥するヘイトスピーチ	・各種講座の開催、地区の人権学習会などで、国際理解の促進と共生意識の醸成を図る ・学校において国際理解教育を推進する
性的少数者	・無理解による偏見や差別的言動の対象にされる ・性的指向や性自認などを勝手に暴露する行為が問題になっている	・人権講座を通じた啓発活動に努める ・当事者の生きづらさや悩みを相談できる窓口の設置や周知に努める
犯罪被害	・被害後に生じる周囲の心無い言葉や報道等により、様々な困難に直面している	・関係機関と連携できるような市の支援体制の整備を図る ・心無い中傷など二次被害が生じないよう啓発に努める

推進体制

市は「人権尊重社会の基盤づくり」を担い「仕組みをつくり支える」存在として人権政策課を中心に、次のような役割を果たします。

- ・人権政策の方向性や計画の検討及び見直しなど施策の推進と調整
- ・人権講座、研修会開催など教育、啓発活動の一層の推進
- ・人権相談窓口の充実、支援体制の整備、人権を尊重する施策の推進

